

令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することで、乳児等の保育の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的として、つくば市補助金等適正化規則（昭和 62 年つくば市規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 民間保育所等

以下の①から③の施設のうち、公立を除く施設とする。

①児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する施設

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に該当する施設及び、第 3 条第 2 項第 1 号、第 3 条第 2 項第 2 号のいずれかの認定を受けた施設

③子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項の市町村による確認を受けた施設

(2) 1 歳児

児童福祉法第 24 条の規定により保育の利用を行った児童のうち、保育の実施がとられた年度の初日の前日における満 1 歳児をいい、その児童がその年度の途中で 2 歳に達した場合においても、その年度中に限り 1 歳児とみなすものとする。

(3) 保育士等

保育士、保育教諭及び家庭的保育者とする。

(4) 処遇改善等加算Ⅰ

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。）第 1 条 21 号に規定する職員の平均経験年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取り組みを踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるもの。

(5) 処遇改善等加算Ⅱ

告示第 1 条 35 号の 5 に規定する技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの。

（補助金の対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、児童福祉施設及び運営に関する基準に規定する 1 歳児の職員配置基準を上回り、処遇改善加算Ⅰ及び処遇改善加算Ⅱを実施し、前年度の賃金等について、茨城県にて定められた様式を用いて茨城県ホームページで公表することに同意する民間保育所等とする。

（補助基準額等）

第 4 条 補助金の基準額及びに補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第 5 条 補助金を受けようとする補助対象者は、令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金所要額調書（別紙 1）を添付して提出する。

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該補助対象者に通知する。

（概算払）

第 7 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた補助対象者の請求により、補助金交付決定額の 50 パーセント以内を概算払することができる。

2 補助対象者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金概算払請求書（様式第 3 号）を提出する。

（変更申請）

第 8 条 補助対象者は、第 5 条の規定による交付の決定通知を受けた場合において、補助事業の内容や、決定額の増額等の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金変更・中止・廃止申請書（様式第 4 号）に市長が必要と認める書類を添付して提出する。

（変更承認）

第 9 条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、変更申請書類の内容を審査の上、令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第 5 号）により当該補助対象者に通知する。

（実績報告）

第 10 条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、令和 6 年度つくば

市民間保育所等乳児等保育事業費補助金実績報告書（様式第 6 号）に、つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金精算額調書（別紙 2）を添付して提出する。

（補助金の金額の確定）

第 1 1 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書類の内容を審査の上、補助金交付の適否及び金額を確定し、令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により、当該補助対象者に通知する。

（補助金の請求等）

第 1 2 条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付請求書（様式第 8 号）により、市長に補助金の交付を請求する。

2 第 6 条の規定により補助金の概算払を受けた補助対象者は、前条の通知を受けたときは、令和 6 年度つくば市民間保育所等乳児等保育事業費補助金概算払精算書（様式第 9 号）により、補助金の精算をする。

（補助金の取り消し）

第 1 3 条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか補助金を交付することが不相当と認める事実があったとき

（補助金の返還）

第 1 4 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めて、その返還を命じる。

附 則

この要項は、令和 6 年 10 月 9 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

補助基準額	対象経費	補助額	負担割合
各月初日における1歳児の人員に基づき、次により算定した額の年間合計額。 月額 5,000 円× 1歳児数	1歳児クラスに直接従事する保育士等の雇用に要する経費。 (施設型給付費を受ける保育士であっても可とする。)	対象経費のうち実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と、補助基準額を比較して少ない方の額を補助額とする。	県 1 / 2 市 1 / 2